

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 2 | 個人住民税関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

彦根市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県彦根市長

公表日

令和7年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|--|
| ①事務の名称 | 個人住民税関係事務 |
| ②事務の概要 | <p>個人住民税は、地方税法(第3章第1節(市町村民税)及び第2章第1節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に市町村に居住する者に対し、前年所得に対して賦課徴収を行う地方税であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定する。</p> <p>個人住民税には、市町村が課すことのできる市町村民税と、都道府県が課することのできる都道府県民税が存在し、それぞれにおいて所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定する。これらは、税制改正により必要に応じて逐次、見直しが行われている。道府県民税の賦課徴収については、地方税法第41条により「当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うもの」とされていることから、市町村民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>また、パリ協定の枠組みの下における日本国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税および森林環境譲与税がある。森林環境税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、納税は、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円を市町村に納め、市町村が国に払い込む。森林環境税の収入額に相当する額は、客観的な譲与基準により、都道府県・市町村に森林環境譲与税として譲与される。森林環境税の賦課徴収については、地方税法第319条第2項により「市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合には、この法律又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税及び森林環境税を併せて賦課し、及び徴収するものとする。」とされていることから、市町村民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>彦根市は、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律および番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第318条)②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領(地方税法第317条の2等)③個人住民税の賦課決定に際し、非課税要件(障害者控除関係情報・生活保護に関する情報等)の確認(地方税法第25条の5、第295条)④森林環境税の賦課決定に際し、非課税要件(生活保護・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に関する情報等)の確認(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第4条)⑤他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認⑥課税標準額の算出、住民税額の決定、通知書の送付(地方税法第313条等)⑦個人住民税の減免審査に際し、生活保護に関する情報の確認(地方税法第323条)⑧法令等に規定された業務及び機関に対する課税関係情報の提供及び移転 |
| ③システムの名称 | <ul style="list-style-type: none">1. 個人住民税システム2. 収納管理システム3. 滞納管理システム4. 団体内統合宛名システム5. 確定申告システム6. eLTAXシステム7. 国税連携システム8. 中間サーバー9. 統合宛名管理システム |

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 個人住民税関係ファイル
- (2) 収納関係ファイル
- (3) 滞納関係ファイル
- (4) 住登外者宛名番号管理関係ファイル
- (5) 団体内統合宛名関係ファイル

| 3. 個人番号の利用 | |
|--|---|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項および別表第24項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、 86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、 147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173項 (情報照会の根拠) 第48項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総務部税務課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 彦根市総務部総務課法規行政係 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6100 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 彦根市総務部税務課、債権管理課 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6138、0749-30-6109 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|---|
| <p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> | | <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| <p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である]</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| <p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である]</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| <p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である]</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| <p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である]</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| <p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である]</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| <p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である]</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| <p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p> | <p>[十分である]</p> | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | |
|---|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 判断の根拠 | 個人住民税税賦課事務について、住民登録がある場合には本人情報のデータベースへの入力やマイナンバー登録作業もないため。住登外者のマイナンバー登録の際には、必ず複数人での確認を行うようにしている。 |
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p> |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 判断の根拠 | 従事する職員(会計年度任用職員を含む。)に特定個人情報の取り扱いについて研修を行っている。 |

